

# 「2月14日からの大雪にかかる災害救助法適用地域」 の世帯の学生の皆さんへ（日本学生支援機構奨学金のお知らせ）

このたびの大雪により罹災し、災害救助法の適用を受けた下記地域世帯の学生で、日本学生支援機構奨学金を希望する学生は2014年4月30日(水)までに学生課（神戸三田キャンパス・西宮聖和キャンパス・大阪梅田キャンパスの学生は各所属学部・研究科事務室）までご相談ください。

## 記

### ○災害救助法の適用地域

※後日追加される可能性もありますので各自ご確認ください。

#### （長野県）

茅野市、北佐久郡軽井沢町、諏訪郡富士見町、北佐久郡御代田町

#### （群馬県）

安中市、藤岡市、多野郡上野村、多野郡神流町、甘楽郡下仁田町、甘楽郡南牧村、吾妻郡高山村、吾妻郡東吾妻町、沼田市

#### （山梨県）

富士吉田市、南巨摩郡早川町、南都留郡山中湖村、南都留郡富士河口湖町、甲府市、都留市、大月市、韮崎市、笛吹市、上野原市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡身延町、南都留郡忍野村、南都留郡鳴沢村、北都留郡小菅村、北都留郡丹波山村、北杜市、甲州市、南都留郡西桂町

南アルプス市、南都留郡道志村（※2月28日追記）

#### （埼玉県）

秩父市、飯能市、秩父郡横瀬町、秩父郡皆野町、秩父郡長瀬町、秩父郡小鹿野町、児玉郡神川町

※災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害にかかった世帯の学生並びに家計支持者の勤務先が対象地域にあり、勤務先が罹災し就業に支障をきたしている世帯に属する学生も対象となります。

#### <事務取扱時間>

##### ■事務取扱時間

→平日8:50～11:30、12:30～16:50、土曜日8:50～12:20

※但し、次の期間は閉室しております。

日曜・祝日

以 上